

SMBC 信託銀行取引規約集 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p>◆郵送送金指示取扱規定</p> <p>1. (略)</p> <p>預金者は、郵送送金指示を、遅くとも送金が行われる営業日の2営業日前の午後3時までに当行に受領せしめるものとします。送金実行日が指定されない場合は、当行は任意の営業日に送金を実行できるものとします。郵送送金指示に送金実行日指定不備以外の何等かの不備があった場合は、当行は送金を実行せず、郵送送金指示を預金者あて返却するものとします。当行は、送金を実行しなかった事実またはその理由等を預金者に通知しません。郵送送金指示に従って資金を送金したときは、当行は、送金実行書を預金者の住所に郵送します。</p> <p>◆振込規定(海外送金)</p> <p><u>3 送金の依頼</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)送金の依頼にあたっては、依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)を支払ってください。なお、小切手その他の証券類に</p>	<p>◆郵送送金指示取扱規定</p> <p>1. (略)</p> <p>預金者は、郵送送金指示を、遅くとも送金が行われる営業日の2営業日前の午後3時までに当行に受領せしめるものとします。送金実行日が指定されない場合は、当行は任意の営業日に送金を実行できるものとします。郵送送金指示に送金実行日指定不備以外の何等かの不備があった場合は、当行は送金を実行せず、郵送送金指示を預金者あて返却するものとします。当行は、送金を実行しなかった事実またはその理由等を預金者に通知しません。<u>なお、郵送送金指示による送金後、当行から送金実行書等の発行はありません。当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載しません。預金者は、それを受取った場合、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。</u></p> <p>◆振込規定(海外送金)</p> <p><u>3 送金の依頼</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3)送金の依頼を受付けるにあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関連する法目的を達成するために、当行は、依頼人に、送金資金の源泉を立証する書類の提示を求めがあります。</u></p> <p>(4)送金の依頼にあたっては、依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)を支払ってください。なお、小切手その他の証券類に</p>

現行の文言	新しい文言
<p>よる送金資金等の受入れはしません。</p> <p>4 送金委託契約の成立と解除等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国関係計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国関係計算書等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。</p> <p>(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認められたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>① 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>◆振込規定</p> <p>3 振込契約の成立</p>	<p>よる送金資金等の受入れはしません。</p> <p>4 送金委託契約の成立と解除等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項により、<u>来店による送金委託契約</u>が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国関係計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国関係計算書等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。<u>郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。</u></p> <p>(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認められたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>① 取引等の非常停止に該当するなど、<u>送金が外国為替及び外国貿易法や米国財務省外国資産管理室による規制、その他日本及び外国の外国送金関連法規に違反するとき</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>◆振込規定</p> <p>3 振込契約の成立</p>

現行の文言	新しい文言
<p>(1)(略)</p> <p>(2)前項により振込依頼書による振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。電話による振込の依頼による振込契約が成立したときは、当行はその内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。</p>	<p>(1)(略)</p> <p>(2)前項により、<u>来店による振込依頼書による振込契約</u>が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。電話による振込の依頼による振込契約が成立したときは、当行はその内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。<u>郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。</u></p>

株式会社 SMBC 信託銀行 規改(日)2104